



一般財団法人  
霞山会  
THE KAZANKAI FOUNDATION

## 2023 年度 (財)霞山会 中国・台湾へ留学する 日本人学生への奨学金支給募集要項

1. 募集人員 若干名
2. 応募資格
  - 1) 日本国籍を有する者。
  - 2) 大学・研究所間の交換協定（ダブルディグリー制度等も含む）で、留学先において奨学金の支給および宿舍の無償供与がないもの、あるいは私費で中国または台湾に留学する者。なお、中国あるいは台湾の大学（大学院）における学部生（院生）・研究機関における研究員として在籍（予定者も含む）し、同所で研究を継続する者は対象としない。  
※台湾留学を希望する者は、留学時に日本の大学（大学院）在籍を条件とする。
  - 3) 近現代中国または台湾に関する政治、経済、歴史、文化の各分野を専攻する者。
  - 4) 留学時に大学3年以上で、将来研究職を希望する者、あるいは現在研究職に携わる者。
  - 5) 留学時の年齢が満35歳未満の者。
  - 6) 心身ともに健康な者。
3. 奨学金支給対象期間 : 下記の期間のうち6か月～11か月  
2023年4月～2024年7月 ※留学開始時期等、お気軽にご相談ください。

#### 4. 待遇

奨学金 : 14万円/月(毎月末、本人指定の日本の口座に入金)

※留学期間・状況の変動・変更及び留学中の一時帰国期間等によっては、一部奨学金の減額または返還を求めることがある。

#### 5. 応募書類及び提出先

- 1) 申込書(添付の定型フォームに自筆すること)。
- 2) 研究計画書及び研究業績(添付の定型フォーム以外の使用も可)。
- 3) 成績証明書(大学入学以降のもの)。
- 4) 小論文『なぜ海外留学を希望するのか』

※下記①②のどちらかの形式で提出のこと。

①手書の場合: A4判横書、400字詰原稿用紙 5~6枚(鉛筆書不可)。

②PCの場合: A4判横書、2000~2400字程度。

- 5) 推薦状 1通(形式は自由)。

①指導教授、または准教授によるもの。

②宛先は「霞山会留学奨学金(中国・台湾)選考委員会」とする。

③外国語には日本語訳を添付すること(翻訳者の所属及び氏名を明記すること)。

- 6) 中国語レベルを証明するもの(コピー)

◎HSK6級、中国語検定試験2級以上(いずれも有効期限は問わない)。

※上記試験主催団体がネットのサイト上で合否発表をしている場合、サイト画面のハードコピーを証明書として提出することを可とする。

※上記を所有していない者の応募も可とする。但し、当会実施の最終選考試験において中国語の試験を課すことがある(留学先を問わず簡体字使用)。

- 7) 上記応募書類を下記へ提出すること(書留便での郵送可)。

〒107-0052

東京都港区赤坂2-17-47 赤坂霞山ビル

(財)霞山会 留学奨学金(中国・台湾)係

6. 応募締切 2023年1月18日(水)必着(直接持参の場合は16時まで)。

#### 7. 選考方法

- 1) 一次選考: 書類選考(合否通知 2月末日までに本人宛発送)。

◎3月1日を過ぎても合否通知が届かない場合は、当会に連絡のこと。

- 2) 二次選考：筆記試験及び面接（2月末～3月実施）。
  - ①一次選考を通過した者に別途通知する。
  - ②試験は当会事務所（東京・赤坂）にて実施する（交通費等は支給しない）。
- 3) 最終可否通知予定（～3月末）。

## 8. 留意事項

- 1) 留学先は応募者が決め、入学手続きや渡航に関する諸手続き（ビザ等）も全て応募者が責任をもって行う。なお、留学先は中国・台湾とも教育部が認可した4年制大学または国家レベルの研究機関のみとし、その他の特殊学校等への留学予定者は選考対象外とする（留学先の機関が対象となるか否かに関する問い合わせには応じない）。
- 2) 応募書類は返却しない。
- 3) 不可抗力事態（天災、感染症等）の発生状況により、本奨学生選考に係る全ての作業を変更・中止することがある。
- 4) 他の奨学制度との併願を妨げないが、併給はできない。
  - ①他の奨学金制度と併願し、併願先全てに合格した場合、当会が指定する期日までに当会奨学金制度利用の可否を当会へ文書にて通知すること。
  - ②上記により当会に通知された可否内容は、特別な理由がない限り取り消すことができない。
- 5) 合否決定理由に関する問い合わせには一切応じない。
- 6) 合格者は後日、受入側機関の受入（入学）許可証（コピー・PDF）を本会に提出のこと。また、当会が留学中に原所属機関及び留学先の在籍確認をした場合、速やかに応じること。
- 7) 当会の奨学金支給要件である留学の定義は、受入機関の所在する海外現地において研究・学習・生活を行うこととする。したがって、その他は支給対象外とする。
- 8) 留学生は、留学前の歓送会及び帰国後の帰国報告会には特別な理由（留学時期が変則等）がない限り出席すること。また、留学期間終了後は当会派遣留学生OBで構成される同窓会メンバーとして自動的に登録される。
- 9) 留学レポートの提出（提出時期は別途指示 基本的に毎四半期提出）。レポートは毎次1600字程度。
- 10) 研究成果報告書の提出（留学終了後に提出 別途指示）。
- 11) 当会発行の同窓会機関誌に掲載するための留学所感の執筆（留学期間中に一回別途指示）。

12) 留学期間中に自己都合で留学を中止した場合、あるいは滞在先における規律・法令等の違反、当会の指示及び上記各留意事項等に従わなかった場合は、留学生に対する奨学金の支給を即時停止し、返還を求めることがある。

9. 当会の責任について

当会の都合による奨学金支給内容の変更または中止についてのみ責任を負い、それ以外の留学生本人が受ける不利益については一切責任を負わない。

10. 問い合わせ先

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-47 赤坂霞山ビル  
一般財団法人 霞山会 文化事業部  
電話：03-5575-6301  
FAX：03-5575-6306  
担当：千葉 (kenjyo@kazankai.org)

個人情報の取り扱いについて

- ・お預かりした個人情報は法令に従って厳正に管理します。
- ・応募書類にご記入いただいた内容は、当会事業に係る案内、連絡及び送付のみに使用します。

以上

<参考>

一般財団法人 霞山会 ホームページ

URL : <https://www.kazankai.org/>